株式会社 SUMCO
証券コード：3436

第 17 期
定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時　平成28年3月29日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所　メルパルクホール
東京都港区芝公園二丁目5番20号

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

目的事項

【報告事項】
1．第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

【決議事項】
第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役6名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目　次

第17期定時株主総会招集ご通知……1
事業報告……5
連結計算書類……19
計算書類……21
監査報告書……23
株主総会参考書類……27

（証券コード　3436）
平成28年３月８日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番１号
株式会社 SUMCO
取締役社長　橋　本　眞　幸

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、３頁の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月29日（火曜日）午前10時
（受付開始午前９時）

２．場　　所　　メルパルクホール　東京都港区芝公園二丁目５番20号
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。）

３．目的事項

報告事項　１．第17期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎次の事項については、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正する必要が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせ致します。

◎当社ウェブサイト　http://www.sumcosi.com/

◎本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに掲載することにより開示致しました。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　平成28年３月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　メルパルクホール　東京都港区芝公園二丁目５番20号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　平成28年３月28日（月曜日）午後５時45分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（http://www.web54.net/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　平成28年３月28日（月曜日）午後５時45分まで

①株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
②株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知致します。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

①インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
②インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
④インターネット等による議決権行使は、平成28年３月28日（月曜日）の午後５時45分まで受け付け致しますが、お早めに行使していただきますようお願い致します。
なお、ご不明な点等がございましたら本ご案内末尾のウェブサポートへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（http:/www.web54.net/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
※バーコード読取機能付携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
③携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標又は登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
各社様ごとに対応をご確認ください。

（ウェブサポート）

システム等に関する お問い合わせ	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部ウェブサポート **電話0120-652-031**（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における半導体用シリコンウェーハ市場は、上期は好調に推移しましたが、下期に入ると世界経済の成長鈍化や、中国向けスマートフォンの過剰在庫が顕在化し、需要調整が始まりました。

300㎜ウェーハは、ロジック向けやＤＲＡＭ向けで、ＰＣやタブレットの販売低迷に加え、夏場以降から始まったスマートフォンの在庫調整の影響を受けました。一方、ＮＡＮＤ向けは、拡大しているクラウドやデータセンター需要に支えられ好調に推移しました。この結果、300㎜ウェーハの調整は比較的軽微に留まりました。

また、200㎜以下の小口径ウェーハは、世界経済の減速等の影響により、民生・産業向けを中心に弱含みました。

このような環境のもと、当社グループでは、「ＳＵＭＣＯビジョン」の方針に基づき、顧客の高精度化要求や製品の差別化に対応した技術開発により顧客でのプレゼンスを高めるとともに、コスト低減による損益分岐点の改善に努めてまいりました。あわせて、「資本増強・資本再構築プラン」の実行により財務基盤を強化し、今まで以上に柔軟な経営ができる体質となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は236,826百万円、営業利益は29,447百万円、経常利益は25,538百万円、当期純利益は19,747百万円となりました。

＜ＳＵＭＣＯビジョン＞

１．技術で世界一の会社
２．景気下降局面でも赤字にならない会社
３．従業員が活き活きとした利益マインドの高い会社
４．海外市場に強い会社

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました当社グループの設備投資の総額は15,765百万円であります。その主なものは、300㎜ウェーハ関連投資及び設備の維持・更新投資によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下のとおり、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額64,223百万円の資金調達を実施致しました。

区　　分	発行株式数	１株当たり発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	33,903,800株	1,807.40円	61,277百万円	平成27年４月27日
第三者割当増資	1,630,000株	1,807.40円	2,946百万円	平成27年５月25日

(4) 対処すべき課題

半導体用シリコンウェーハ市場は、スマートフォン・車載・通信・産業向け等の需要に支えられ、今後も緩やかな成長が見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、引き続き「ＳＵＭＣＯビジョン」の方針に基づき、顧客の高精度化要求や製品の差別化に対応した技術開発により顧客でのプレゼンスを高めるとともに、コスト低減による損益分岐点の改善に努めてまいります。

なお、シリコンウェーハの主要原材料である多結晶シリコンにつきましては、市場の急激な変化に伴い、長期購入契約締結時の需要予測と足元の消費見通しに乖離が生じていることにより、現在余剰在庫を保有しており、原材料在庫を含む「原材料及び貯蔵品」の残高は、対前年度末比、122億円増加の1,342億円となっております。

「原材料及び貯蔵品」の残高は、平成28年12月期期末には、おおよそ1,500億円程度まで増加する見込みでありますが、今後、徐々に長期購入契約の期間満了を迎えることから、平成28年12月期をピークに減少に転ずる見通しであります。

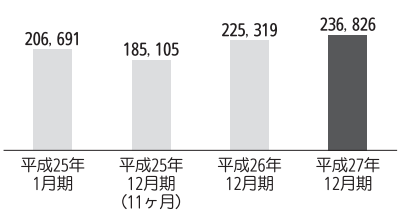
中長期的には適正水準に回復する見込みでありますが、今後も原材料在庫の適正水準への早期回復に向けて、努力してまいります。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

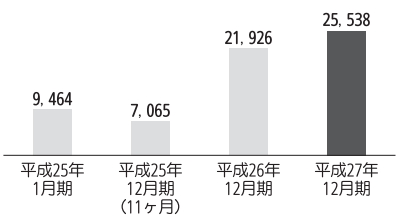
区分	第 14 期 (平成25年１月期)	第 15 期 (平成25年12月期)	第 16 期 (平成26年12月期)	第 17 期 当連結会計年度 (平成27年12月期)
売上高(百万円)	206, 691	185, 105	225, 319	236, 826
経常利益(百万円)	9, 464	7, 065	21, 926	25, 538
当期純利益(百万円)	3, 426	715	16, 289	19, 747
１株当たり当期純損益金額(円)	8. 93	△ 1. 22	58. 84	70. 06
総資産(百万円)	493, 334	498, 522	510, 570	489, 842
純資産(百万円)	180, 325	194, 836	216, 725	244, 540
１株当たり純資産額(円)	436. 94	473. 42	538. 81	721. 78

（注）１．△は、損失であります。
２．第15期につきましては、事業年度の末日を変更したことに伴い、平成25年２月１日から12月31日までの11ヶ月間となっております。

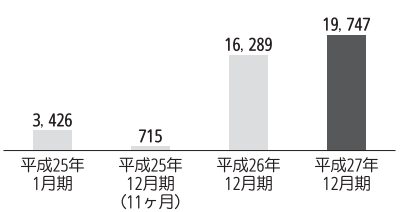
売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (間接保有を含む)	主要な事業内容
SUMCO TECHXIV株式会社	100百万円	100. 00%	半導体用シリコンウェーハの製造
SUMCO Phoenix Corporation	483百万米ドル	100. 00%	半導体用シリコンウェーハの製造・販売
FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY CORPORATION	7, 756百万新台湾ドル	48. 85%	半導体用シリコンウェーハの製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

半導体用シリコンウェーハの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	営業拠点	東京都港区、大阪市淀川区、福岡市博多区
	製造等の拠点	九州事業所（佐賀県伊万里市及び佐賀県杵島郡江北町） 米沢工場（山形県米沢市） 千歳工場（北海道千歳市） ＪＳＱ事業部（秋田県秋田市）
子会社	国内製造拠点	SUMCO TECHXIV株式会社（長崎県大村市他）
	海外製造拠点	SUMCO Phoenix Corporation（米国） FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY CORPORATION（台湾）

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,480名	84名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,489名	74名増	41.9歳	17.5年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
シンジケートローン	26,500
株式会社日本政策投資銀行	19,230
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	13,168
株式会社三井住友銀行	11,500
株式会社みずほ銀行	10,381
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	10,334
三井住友信託銀行株式会社	10,320

（注）１．シンジケートローンは、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行及び株式会社三井住友銀行を主幹事とするその他16行からの協調融資によるものであります。

２．当社は、運転資金の柔軟な調達を行うため、上記以外に複数の金融機関との間で借入限度額89,300百万円のコミットメントライン契約を締結しております（借入実行額21,874百万円）。

2．会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

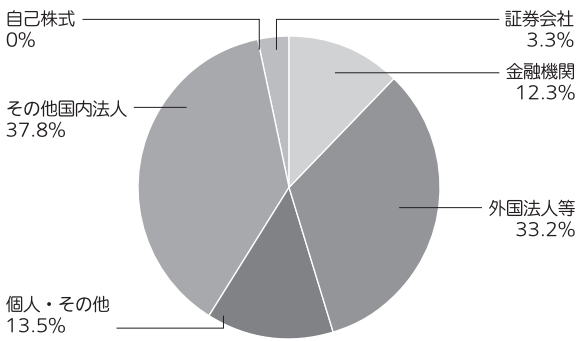
(1) 発行可能株式総数　普通株式　803, 999, 100株
Ａ種種類株式　450株
Ｂ種種類株式　450株

(2) 発行済株式の総数　普通株式　293, 285, 539株
（自己株式6, 766株を含む）

（注）平成27年４月27日を払込期日とする公募増資による新株式（普通株式）33, 903, 800株の発行及び、平成27年５月25日を払込期日とする第三者割当増資による新株式（普通株式）1, 630, 000株の発行により、発行済株式の総数が35, 533, 800株増加しております。

(3) 株主数　普通株式　56, 264名
（前年度末比18, 992名増）

［所有者別持株比率］



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数		持株比率
	普通株式	Ａ種種類株式	
	千株	株	%
新日鐵住金株式会社	53, 933	－	18. 39
三菱マテリアル株式会社	53, 933	－	18. 39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	9, 683	－	3. 30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8, 803	－	3. 00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5, 956	－	2. 03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	4, 678	－	1. 60
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3, 967	－	1. 35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3, 468	－	1. 18
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	3, 137	－	1. 07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2, 920	－	1. 00

（注）持株比率は、自己株式（6, 766株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
※取締役社長	橋本 眞幸	
※取締役	瀧井 道治	
取締役	遠藤 晴充	
取締役	降屋 久	
取締役	平本 一男	
取締役	井上 文夫	
取締役	中岡 誠	新日鐵住金株式会社 関係会社部部長 共英製鋼株式会社 社外監査役
取締役	三冨 正博	公認会計士 株式会社バリュークリエイト　代表取締役
取締役	目代 史朗	三菱マテリアル株式会社　電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長
常勤監査役	吉川 博	
常勤監査役	片濱 久	
監査役	田中 等	弁護士（丸の内南法律事務所代表） 株式会社東京エネシス 社外取締役
監査役	山ノ辺 敬介	三菱マテリアル株式会社　常勤監査役
監査役	上原 学	新日鐵住金株式会社　経営企画部部長 新日本電工株式会社　社外監査役

（注）1. ※印を付した取締役は、代表取締役であります。
2. 取締役中岡 誠、三冨正博及び目代史朗の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役田中 等、山ノ辺敬介及び上原 学の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役山ノ辺敬介氏は、三菱マテリアル株式会社及びその企業集団において長年にわたり経理・財務に関する業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役上原 学氏は、新日鐵住金株式会社において長年にわたり経理・財務に関する業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役三冨正博、監査役田中 等の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役として、有用な人材を迎え、その役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、当社定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役中岡 誠、三冨正博、目代史朗の各氏及び社外監査役田中 等、山ノ辺敬介及び上原 学の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、以下のとおりであります。
・社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第１項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に掲げる額の合計をもって、損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については、当社に対する損害賠償責任を負わない。

8．当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

地位及び重要な兼職の状況	氏名	退任日	退任理由
取締役	土屋　洋一	平成27年３月25日	辞任
取締役 米国三菱ポリシリコン社取締役会長	太田　啓武	平成27年３月25日	辞任
常勤監査役	保坂　秀政	平成27年３月25日	辞任
監査役 新日鐵住金株式会社顧問	吉田　喜太郎	平成27年３月25日	辞任

（注）「地位」及び「重要な兼職の状況」は、退任時のものであります。

9．当社は、執行役員制度を導入しております。平成27年12月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

職名	氏名	担当
○社長	橋本　眞幸	全般統理
○副社長	瀧井　道治	社長補佐（全般） 社長室長
○専務執行役員	遠藤　晴充	営業本部長
○専務執行役員	降屋　久	技術本部長 システム　関連統括
○専務執行役員	平本　一男	生産本部長 九州事業所長
○常務執行役員	井上　文夫	社長室経営企画部長 社長室経理部、財務部　担当
常務執行役員	田中　恵一	技術本部副本部長 カスタマー技術部、品質保証部　担当
常務執行役員	池澤　一浩	ＪＳＱ事業部長 ＪＳＱ事業部事務部長
常務執行役員	宮地　政治	SUMCO TECHXIV株式会社　取締役副社長
執行役員	伊藤　誠人	生産本部副本部長 佐賀工場、米沢工場　担当
執行役員	龍田　次郎	SUMCO Phoenix Corporation　社長
執行役員	森川　高行	総務部、人事労政部、安全環境防災管理部　担当
執行役員	澁谷　博史	広報・ＩＲ室長
執行役員	新屋敷　浩	千歳工場長
執行役員	阿波　俊弘	営業本部副本部長 海外営業部長 国内営業部　担当
執行役員	福島　隆	FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY CORPORATION　董事・総経理

（注）○印を付した執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	支　　給　　額
		千円
取　　締　　役 （うち社外取締役）	10名 （ 3名）	266,897 （ 8,400）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	5名 （ 2名）	63,908 （ 7,200）
合　　計 （うち社外役員）	15名 （ 5名）	330,805 （ 15,600）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成19年４月26日開催の第８期定時株主総会において、年額500,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成17年４月26日開催の第６期定時株主総会において、月額5,900千円以内と決議いただいております。

３．上記人数及び支給額には、平成27年３月25日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役２名及び監査役１名を含み、無報酬の取締役１名及び監査役１名を除いております。

４．当事業年度末現在の人数は、取締役９名及び監査役５名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼任先会社名	兼任内容	関係
社外取締役	中岡 誠	新日鐵住金株式会社	関係会社部部長	同社は当社の大株主であります。
		共英製鋼株式会社	社外監査役	－
社外取締役	三冨正博	株式会社バリュークリエイト	代表取締役	－
社外取締役	目代史朗	三菱マテリアル株式会社	電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長	同社は当社の大株主であり、当社は同社及び同社グループから原材料を購入する等の取引関係があります。
社外監査役	田中 等	弁護士（丸の内南法律事務所）	代表	－
		株式会社東京エネシス	社外取締役	－
社外監査役	山ノ辺 敬介	三菱マテリアル株式会社	常勤監査役	同社は当社の大株主であり、当社は同社及び同社グループから原材料を購入する等の取引関係があります。
社外監査役	上原 学	新日鐵住金株式会社	経営企画部部長	同社は当社の大株主であります。
		新日本電工株式会社	社外監査役	－

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中岡 誠	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社外取締役	三冨正博	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、主に経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経営等に関する専門的知見及び公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見を有する取締役としての発言を行っております。
社外取締役	目代史朗	平成27年３月25日の就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社外監査役	田中 等	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てにそれぞれ出席し、主に弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見を有する監査役としての発言を行っております。
社外監査役	山ノ辺 敬介	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、また、監査役会14回のうち13回にそれぞれ出席し、主に当社事業並びに財務及び会計に対する知見を有する監査役としての発言を行っております。
社外監査役	上原 学	平成27年３月25日の就任以降に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会10回の全てに出席し、主に当社事業並びに財務及び会計に対する知見を有する監査役としての発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

報　　酬　　の　　内　　容	支　払　金　額
	百万円
①　当事業年度に係る報酬等の額	76
②　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記①を含む）	131

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約上、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を合理的に区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
３．重要な子会社であるSUMCO Phoenix Corporation及びFORMOSA SUMCO TECHNOLOGY CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

公募増資及び第三者割当増資に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

５．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は会社法に基づき、「内部統制システム整備の基本方針」を定めており、平成27年５月１日施行の改正会社法を踏まえ改定を行っております。その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準として「ＳＵＭＣＯ行動憲章」を定め、これを役員・従業員に周知徹底させる。

② 「ＳＵＭＣＯ行動憲章」を遵守するうえでの最高責任者として遵法担当役員を置き、各部門の責任者は、定期的に行動憲章の遵守の状況を遵法担当役員に報告する。

③ 法令・定款上の違反又は疑義ある行為等に関する通報窓口を設置する。

④ 内部監査担当部門により、各部門におけるコンプライアンスの状況に関する定期的な監査を実施する。

⑤ 「ＳＵＭＣＯ行動憲章」に明記している反社会的勢力との関係を絶ち、反社会的勢力からの不当な要求に応じないという考え方を、役員・従業員に対して、より一層周知徹底させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規定に基づき、適切に保存・管理を行うこととし、取締役、監査役、会計監査人等が、閲覧・謄写可能な状態にするよう整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理に係る基本事項を定めた「リスク管理基本規定」を制定し、この規定に基づき、重大リスク発生時における情報伝達ルート及び、緊急対策本部の設置等の体制を整備する。

② リスク管理全般を統括する組織として「Business Security Committee（ＢＳＣ）」を設置し、リスク管理に関する全社方針の策定及びリスク対応進捗状況の確認等を行う。

③ 情報漏洩リスク、金融市場リスク、品質リスク等の個別のリスクについては、リスク管理基本規定に基づき、社内規定等を定め適切に管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

② 経営上の重要事項は、常務執行役員以上を構成員とする経営会議で審議する。

③ 取締役会への付議事項は、付議基準を定め明確にし、執行役員の職務権限は、社内規定で定め、その責任と権限を明確にする。

④ 取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。職務の執行状況は、執行役員を兼務する取締役が、取締役会において定期的に報告する。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の「ＳＵＭＣＯ行動憲章」と同等の行動憲章を各子会社ごとに制定することを通じて、当社グループの一員として企業倫理の確立及びコンプライアンス体制の構築を図る。子会社における行動憲章の遵守の状況について、定期的に報告を求める。

② 子会社管理の担当部門を置き、社内規定により当社の子会社に対する管理基準を明確にして、子会社並びに当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。また、業績・財務状況その他の重要な経営情報の他、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等につき報告を求める。
③ 各子会社において、リスク管理に係る基本方針を制定し、リスク対応の推進を求める。その実施状況について、「Business Security Committee（ＢＳＣ）」において報告を求める。また、各子会社において重大リスクが発生した場合の情報伝達ルートを整備する。
④ 法令・定款上の違反又は疑義ある行為等に関して子会社の従業員が直接通報できる、執行部門から独立した窓口を設置する。
⑤ 当社の内部監査担当部門は定期的に子会社に対する内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役付を設置する。
② 監査役付の独立性を確保するため、その人事異動に関しては監査役会の事前の同意を必要とし人事評価に関しては常勤監査役が実施する。
③ 監査役付は、その業務を遂行するにあたって、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 取締役は、経営、業績等に重大な影響を及ぼす事項等の監査役に報告すべき事項を社内規定で定め、適切に監査役に報告する。
② 子会社において、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、子会社の取締役又は使用人から子会社管理部門及び当社監査役に対して報告する体制を整備する。また、子会社の取締役又は使用人から報告を受けた子会社管理部門は、監査役に対し報告する。
③ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、必要と認めた場合、監査役に報告することができる。
④ 監査役は、必要に応じ、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を求めることができる。
⑤ 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを、規定等において明確にする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該請求に応じる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役と取締役社長との間において、定期的に又は必要あると認める場合は、意見交換を実施する。
② 監査役に対し、取締役会をはじめとする重要会議への出席の機会を積極的に設ける。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当連結会計年度において、取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、また、執行役員を兼務する取締役が、職務の執行状況を定期的に報告致しました。

② 当連結会計年度において、監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、また、個々の監査役が重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況について報告致しました。

③ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準として「ＳＵＭＣＯ行動憲章」を定め、周知しておりますが、当連結会計年度における子会社も含めた遵守状況を確認致しました。

④ リスク管理全般を統括する組織である「Business Security Committee（ＢＳＣ）」において、当社及び各子会社も含めたリスク対応進捗状況の確認を実施致しました。

⑤ 震災対応マニュアルに基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を確認するためシミュレーション訓練を実施致しました。

⑥ 会社法改正により、会計監査人の選解任等に関する議案の決定権について改正が行われたため、取締役会規則の改定を実施致しました。

⑦ 企業集団における内部統制の充実等を内容とする平成27年５月１日施行の改正会社法を踏まえ、「内部統制システム整備の基本方針」を改定すると共に、当社及び各子会社において関連する規定の改定等を実施致しました。

⑧ 取締役及び監査役を対象にコーポレートガバナンス・コード等に関する研修を実施致しました。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**258,818**	**流動負債**	**111,550**
現金及び預金	41,913	支払手形及び買掛金	22,884
受取手形及び売掛金	41,002	短期借入金	70,235
有価証券	5,000	リース債務	1,254
商品及び製品	16,158	未払法人税等	1,451
仕掛品	13,229	賞与引当金	1,231
原材料及び貯蔵品	134,224	設備関係支払手形及び設備関係未払金	5,708
繰延税金資産	266	その他	8,785
その他	7,035	**固定負債**	**133,751**
貸倒引当金	△ 11	長期借入金	105,988
固定資産	**231,024**	リース債務	2,887
有形固定資産	**158,585**	繰延税金負債	1,800
建物及び構築物	82,800	再評価に係る繰延税金負債	1,413
機械装置及び運搬具	49,362	退職給付に係る負債	20,058
土地	20,286	その他	1,604
建設仮勘定	5,077	**負債合計**	**245,301**
その他	1,057	（純資産の部）	
無形固定資産	**13,959**	**株主資本**	**210,594**
のれん	10,063	**資本金**	**138,718**
ソフトウェア	2,709	**資本剰余金**	**23,384**
その他	1,186	**利益剰余金**	**48,502**
投資その他の資産	**58,479**	**自己株式**	**△ 11**
投資有価証券	81	**その他の包括利益累計額**	**1,088**
長期前渡金	47,370	**その他有価証券評価差額金**	**0**
長期前払費用	3,676	**繰延ヘッジ損益**	**△ 0**
繰延税金資産	6,494	**土地再評価差額金**	**2,816**
その他	1,241	**為替換算調整勘定**	**1,753**
貸倒引当金	△ 385	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 3,481**
		少数株主持分	**32,857**
資産合計	**489,842**	**純資産合計**	**244,540**
		負債・純資産合計	**489,842**

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**236,826**
売上原価		**182,272**
売上総利益		**54,553**
販売費及び一般管理費		**25,106**
営業利益		**29,447**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	115	
助成金収入	389	
受取補償金	131	
その他	316	952
営業外費用		
支払利息	3,297	
その他	1,564	4,861
経常利益		**25,538**
特別利益		
固定資産売却益	323	323
特別損失		
減損損失	2,043	2,043
税金等調整前当期純利益		**23,818**
法人税、住民税及び事業税	1,745	
法人税等調整額	△1,328	416
少数株主損益調整前当期純利益		23,401
少数株主利益		3,653
当期純利益		**19,747**

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**214,950**	**流動負債**	**124,418**
現金及び預金	27,252	買掛金	29,408
売掛金	41,750	短期借入金	83,259
有価証券	5,000	リース債務	1,226
商品及び製品	5,434	未払金	3,597
仕掛品	8,378	未払費用	560
原材料及び貯蔵品	116,405	設備関係未払金	4,642
前渡金	2,710	前受金	483
前払費用	360	その他	1,239
短期貸付金	4,062	**固定負債**	**118,995**
未収入金	2,184	長期借入金	105,988
その他	1,415	リース債務	2,794
貸倒引当金	△ 3	繰延税金負債	123
固定資産	**217,618**	再評価に係る繰延税金負債	1,413
有形固定資産	**99,280**	退職給付引当金	8,152
建物	61,106	資産除去債務	495
構築物	2,167	その他	27
機械装置	16,525	**負債合計**	**243,413**
車両運搬具	35	（純資産の部）	
工具器具備品	351	**株主資本**	**186,339**
土地	15,322	**資本金**	**138,718**
リース資産	51	**資本剰余金**	**23,384**
建設仮勘定	3,719	資本準備金	3,611
無形固定資産	**3,498**	その他資本剰余金	19,772
ソフトウェア	2,388	**利益剰余金**	**24,247**
その他	1,109	利益準備金	801
投資その他の資産	**114,839**	その他利益剰余金	23,445
投資有価証券	3	繰越利益剰余金	23,445
関係会社株式	27,057	**自己株式**	**△ 11**
関係会社出資金	55	**評価・換算差額等**	**2,815**
関係会社長期貸付金	38,474	**繰延ヘッジ損益**	**△ 0**
長期前渡金	45,639	**土地再評価差額金**	**2,816**
長期前払費用	2,210	**純資産合計**	**189,155**
前払年金費用	380		
その他	1,214		
貸倒引当金	△ 196		
資産合計	**432,569**	**負債・純資産合計**	**432,569**

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**187,395**
売上原価		**154,358**
売上総利益		**33,037**
販売費及び一般管理費		**17,895**
営業利益		**15,141**
営業外収益		
受取利息	595	
受取配当金	109	
助成金収入	369	
その他	401	1,476
営業外費用		
支払利息	3,333	
固定資産除売却損	145	
株式交付費	470	
その他	683	4,633
経常利益		**11,984**
特別利益		
固定資産売却益	764	764
特別損失		
減損損失	881	881
税引前当期純利益		**11,868**
法人税、住民税及び事業税	432	
法人税等調整額	△12	419
当期純利益		**11,448**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月17日

株式会社ＳＵＭＣＯ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　野　　満　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　沼　洋　佑　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＵＭＣＯの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＵＭＣＯ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月17日

株式会社ＳＵＭＣＯ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　　満　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　沼　洋　佑　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＵＭＣＯの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

株式会社ＳＵＭＣＯ　監査役会

常勤監査役　吉　川　　博　㊞

常勤監査役　片　濱　　久　㊞

社外監査役　田　中　　等　㊞

社外監査役　山ノ辺　敬　介　㊞

社外監査役　上　原　　学　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

株主還元をより充実する観点より、当期における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりと致したいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき10円と致したいと存じます。

	１株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	10円	2, 932, 787, 730円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月30日

なお、年間では中間配当金10円と合わせて20円となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法）により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することを目的に社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社へ移行することと致したく、当該移行のため監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。

(2) 事業環境のグローバル化が進展する中で業務執行の一層の効率化を図るため、役付取締役に関する規定の削除等を行うものであります。

(3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、剰余金の配当等に関する規定の変更等を行うものであります。

(5) 新日鐵住金株式会社、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合による金銭及びＢ種種類株式を対価とするＡ種種類株式に係る取得請求権の行使に伴う当社によるＡ種種類株式の取得が完了し、また、当社によるＢ種種類株式の取得並びにＡ種種類株式及びＢ種種類株式の消却が完了しましたので、当該種類株式に関する規定の削除を行うものであります。

(6) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。なお、本議案は、本定時株主総会終結の時をもって、変更の効力が生じるものと致します。

2．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は804,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が803,999,100株、Ａ種種類株式が450株、Ｂ種種類株式が450株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は804,000,000株とする。
第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、Ａ種種類株式につき１株、Ｂ種種類株式につき１株とする。	第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。
第８条～第10条（条文省略）	第８条～第10条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章の２　Ａ種種類株式	（削除）
第10条の２（Ａ種種類株式） 当会社の発行するＡ種種類株式の内容は次のとおりとする。	（削除）
１．剰余金の配当	（削除）
(1) Ａ種期末配当金 当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、本章において「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。）及びＢ種種類株式を有する株主又はＢ種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて、以下、本章において「Ｂ種種類株主等」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種期末配当金」という。）の配当をする。なお、Ａ種期末配当金に、各Ａ種種類株主等の保有に係るＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。	
(2) 優先配当年率 優先配当年率は、2.50%とする。	
(3) 非参加条項 Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。	
(4) 累積条項 ある事業年度においてＡ種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がＡ種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（１株当たりの累積未払金を、以下「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、Ａ種期末配当金並びに普通株主等及びＢ種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種種類株主等に対して支払う。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2．残余財産の分配 (1) 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、普通株主等及びＢ種種類株主等に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める経過Ａ種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種種類株主の保有に係るＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 非参加条項 Ａ種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。 (3) 経過Ａ種配当金相当額 Ａ種種類株式１株当たりの経過Ａ種配当金相当額は、Ａ種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。	（削除）
3．議決権 Ａ種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。	（削除）
4．普通株式を対価とする取得請求権 (1) 株式対価取得請求権 Ａ種種類株主は、平成27年５月11日（以下「取得請求権行使可能開始日」という。）以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、本項において「株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式対価取得請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ａ種種類株主に対して交付するものとする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(2) Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るＡ種種類株式の数に払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記２．(3)に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。また、株式対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 当初取得価額 取得価額は、当初、取得請求権行使可能開始日に先立つ20連続取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、ＶＷＡＰのない日は含まれない（以下同じ。）。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(4) 取得価額の修正 取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本(4)において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が700円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ20連続取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (5) 取得価額の調整 （ⅰ）普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、（ⅱ）普通株式についての株式の併合、（ⅲ）普通株式の発行もしくは当会社が保有する普通株式の処分、（ⅳ）当会社に取得をさせることによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、（ⅴ）行使することによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、（ⅵ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、（ⅶ）取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、又は（ⅷ）その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき（但し（ⅰ）乃至（ⅷ）のいずれについても、Ａ種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。）には、Ａ種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額（下限取得価額を含む。）を調整する。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(6) 取得請求権の行使の条件 株式対価取得請求日前の６ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。 5. 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権 (1) 株式等対価取得請求権 A種種類株主は、取得請求権行使可能開始日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「株式等対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）にA種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2. (3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。 但し、当該株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、株式等対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を超えるおそれがある場合には、株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(2) Ａ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の数 Ａ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式の数に1.0を乗じて得られる数とする。また、株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。 6．金銭を対価とする取得条項 当会社は、法令に従い、強制償還日（以下に定義する。）の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年５月11日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「強制償還日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、Ａ種種類株式を取得するのと引換えに、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するＡ種種類株式は、比例按分の方法により、当会社の取締役会が決定する。なお、本項においては、上記2．(3)に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「強制償還日」と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。 7．譲渡制限 Ａ種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。	（削除） （削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章の３　Ｂ種種類株式	（削除）
第10条の３（Ｂ種種類株式） 当会社の発行するＢ種種類株式の内容は次のとおりとする。	（削除）
１．剰余金の配当 (1) Ｂ種期末配当金 当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「Ｂ種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種種類株式を有する株主（以下、本章において「Ｂ種種類株主」という。）又はＢ種種類株式の登録株式質権者（Ｂ種種類株主と併せて以下、本章において「Ｂ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、本章において「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。）と同順位で、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりの下記２．(1)に定めるＢ種残余財産分配額（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「Ｂ種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｂ種期末配当金」という。）の配当をする。なお、Ｂ種期末配当金に、各Ｂ種種類株主等の保有に係るＢ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) Ｂ種配当年率 Ｂ種配当年率は、Ｂ種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式１株当たりの剰余金の配当の総額をＢ種期末配当基準日から起算して３取引日前の日（同日を含む。）に先立つ20連続取引日（以下、本(2)において「Ｂ種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、Ｂ種配当年率算定期間中に下記４．(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記４．(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(3) 非参加条項 B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。 (4) 非累積条項 ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	
2．残余財産の分配	（削除）
(1) 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式１株につき、B種種類株式１株当たり20,000,000円（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 非参加条項 B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。	
3．議決権 B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。	（削除）
4．普通株式を対価とする取得請求権	（削除）
(1) 株式対価取得請求権 B種種類株主は、いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、本項において「株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(2) Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るＢ種種類株式の数にＢ種残余財産分配額（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るＢ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成24年５月11日に先立つ12連続取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (4) 取得価額の修正 取得価額は、Ｂ種種類株式発行日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本(4)において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が200円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ12連続取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(5) 取得価額の調整 （ⅰ）普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、（ⅱ）普通株式についての株式の併合、（ⅲ）普通株式の発行もしくは当会社が保有する普通株式の処分、（ⅳ）当会社に取得をさせることによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、（ⅴ）行使することによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、（ⅵ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、（ⅶ）取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、又は（ⅷ）その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき（但し（ⅰ）乃至（ⅷ）のいずれについても、Ｂ種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。）には、Ｂ種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額を調整する。ただし、下限取得価額については、平成24年５月11日以降、本(5)に規定する事由が生じた場合に調整する。 (6) 取得請求権の行使の条件 株式対価取得請求日前の６ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
5．金銭を対価とする取得条項 当会社は、法令に従い、強制償還日（以下に定義する。）の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年５月11日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「強制償還日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりのＢ種残余財産分配額（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するＢ種種類株式は、当会社の取締役会が決定する。	（削除）
6．譲渡制限 Ｂ種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。	（削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第12条（条文省略）	第11条～第12条（現行どおり）
第13条（招集権者及び議長） １．株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづいて取締役社長が招集し、その議長となる。 ２．取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。	第13条（招集権者及び議長） １．株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづいて取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。 ２．当該代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。
第14条～第16条（条文省略）	第14条～第16条（現行どおり）
第16条の２（種類株主総会） １．第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第15条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３．第15条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条（員数） 当会社に取締役14名以内を置く。	第17条（員数） １．当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名以内を置く。
（新設）	２．当会社に監査等委員である取締役６名以内を置く。
第18条（選任） １．（条文省略）	第18条（選任） １．（現行どおり）
（新設）	２．前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して行う。
２．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
第19条（任期） １．取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条（任期） １．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	２．補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の残任期間と同一とする。
（新設）	３．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	４．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了までとする。
第20条（役付取締役及び代表取締役） １．取締役会は、その決議をもって取締役社長１名を選定する。	第20条（代表取締役） （削除）
２．取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第21条（取締役会の招集） 1．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 2．取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 3．取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の４日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	第21条（取締役会の招集） 1．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。 2．当該取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 3．取締役会の招集の通知は、各取締役に対して会日の４日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
第22条（条文省略）	第22条（現行どおり）
第23条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	第23条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第24条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議により定める。	第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議により定める。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等と監査等委員である取締役の報酬等とは、区別して株主総会の決議により定める。
（新設）	第26条（責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（新設）	第27条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第28条（監査等委員会の招集） １．監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 ２．監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の４日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。
（新設）	第29条（監査等委員会の決議方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（新設）	第30条（監査等委員会規則） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第25条（員数） 　当会社に監査役６名以内を置く。	（削除）
第26条（選任） 　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削除）
第27条（任期） １．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削除）
第28条（常勤監査役） 　当会社に常勤監査役１名以上を置く。常勤監査役は、監査役会が監査役の中から選定する。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第29条（監査役会の招集） １．監査役会は、各監査役が招集する。 ２．監査役会の議長は前項の招集者がこれにあたる。 ３．監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の４日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。	（削除）
第30条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削除）
第31条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削除）
第６章　社外取締役、社外監査役の責任免除	（削除）
第32条（損害賠償責任の一部免除） 当会社は、会社法427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第１項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削除）
第7章　計　算	第6章　計　算　等
第33条（条文省略）	第31条（現行どおり）
（新設）	第32条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議より定めることができる。
第34条（剰余金の配当） １．当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年６月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第33条（剰余金の配当の基準日） １．当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２．前項のほか、毎年６月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第35条（自己株式の取得） 　当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	（削除）
第36条（条文省略）	第34条（現行どおり）
第36条の２（Ａ種期末配当金の除斥期間） 　第36条の規定は、Ａ種期末配当金の支払いについて、これを準用する。	（削除）
第36条の３（Ｂ種期末配当金の除斥期間） 　第36条の規定は、Ｂ種期末配当金の支払いについて、これを準用する。	（削除）
（新設）	附則 第１条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 　第17期定時株主総会終結の前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものと致します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	橋本眞幸（はしもとまゆき） （昭和26年１月10日生）	昭和51年４月　三菱金属（現　三菱マテリアル）株式会社入社 平成17年４月　同社電子材料事業カンパニーシリコン事業部長 平成17年６月　同社執行役員、経営企画室長 平成18年６月　同社常務執行役員、電子材料事業カンパニープレジデント 平成19年６月　同社常務取締役（代表取締役）、電子材料事業カンパニープレジデント 平成22年４月　当社取締役 平成23年６月　三菱マテリアル株式会社取締役副社長（代表取締役） 平成24年４月　当社取締役社長（代表取締役）（現任） ＜担当＞ 全般統理	10,500株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたる電子材料事業での豊富な経験、実績を有すると共に、経営者として優れた経営執行能力を有しております。平成24年からは取締役社長（代表取締役）に就任しております。電子材料事業及び当社事業における豊富な経験と、経営全般に関する知見を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2	瀧井道治（たきいみちはる） （昭和25年２月10日生）	昭和49年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成17年４月　同社常務執行役員、和歌山製鉄所副所長 平成17年10月　同社常務執行役員、経営企画部長 平成18年４月　当社取締役 平成21年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社専務執行役員 平成21年６月　同社取締役、専務執行役員 平成24年４月　当社取締役・副社長（代表取締役）（現任） ＜担当＞ 社長補佐（全般） 社長室長	9,200株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたる管理部門での豊富な経験、実績を有すると共に、経営者として優れた経営執行能力を有しております。平成24年からは当社代表取締役・副社長に就任しております。管理部門における豊富な経験と、経営全般に関する知見を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		
3	遠藤晴充（えんどうはるみつ） （昭和28年１月12日生）	昭和50年４月　三菱金属（現　三菱マテリアル）株式会社入社 平成16年４月　当社生産・技術本部千歳事業所長 平成17年11月　当社営業本部営業第二部長 平成18年３月　当社執行役員、営業本部営業第一部長 平成20年４月　当社常務執行役員、営業本部副本部長 平成24年１月　当社常務執行役員、営業本部長 平成24年４月　当社取締役・専務執行役員、営業本部長（現任） ＜担当＞ 営業本部長	8,400株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり製造部門及び営業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成24年からは営業本部長に就任しております。これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
4	降屋 久（ふるや ひさし） （昭和29年10月30日生）	昭和58年４月　三菱金属（現　三菱マテリアル）株式会社入社 平成17年４月　当社生産・技術本部結晶技術部長 平成19年４月　当社生産・技術本部米沢事業所長 平成20年４月　当社執行役員、生産・技術本部米沢事業所長 平成23年４月　当社常務執行役員、ソーラー事業部長 平成24年４月　当社常務執行役員、生産・技術本部副本部長 平成24年10月　当社常務執行役員、技術本部長 平成25年４月　当社取締役・常務執行役員、技術本部長 平成26年３月　当社取締役・専務執行役員、技術本部長（現任） ＜担当＞ 技術本部長 システム 関連統括	4,300株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり技術部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成24年からは技術本部長に就任しております。この豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		
5	平本 一男（ひらもと かずお） （昭和31年９月13日生）	昭和57年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成17年４月　当社生産・技術本部ウェーハ技術部長 平成19年４月　当社生産・技術本部関西事業所長 平成20年４月　当社執行役員、生産・技術本部関西事業所長 平成23年２月　当社執行役員、生産・技術本部副本部長 平成23年４月　当社取締役・常務執行役員、生産・技術本部副本部長 平成24年10月　当社取締役・常務執行役員、生産本部長 平成26年３月　当社取締役・専務執行役員、生産本部長（現任） ＜担当＞ 生産本部長 九州事業所長	3,800株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり技術部門及び製造部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成24年からは生産本部長に就任しております。これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	井上文夫（いのうえふみお） （昭和32年８月22日生）	昭和56年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成19年４月　当社経営管理部長 平成21年４月　当社経営管理部長、企画室長 平成22年２月　当社社長室長、経営管理部長 平成23年４月　当社執行役員、社長室長、経営管理部長 平成24年10月　当社執行役員、社長室経営企画部長 平成26年３月　当社常務執行役員、社長室財務部長　経理部 担当 平成27年３月　当社取締役・常務執行役員、社長室経営企画部長（現任） ＜担当＞ 社長室経営企画部長 社長室経理部、財務部 担当	3,800株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり管理部門での業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成27年からは社長室経営企画部長に就任しております。この豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。		
7	目代史朗（もくだいしろう） （昭和33年６月22日生）	昭和57年４月　三菱金属（現　三菱マテリアル）株式会社入社 平成19年６月　同社電子材料事業カンパニー機能材料事業部　技術・管理部長 平成22年６月　同社電子材料事業カンパニー機能材料事業部　営業部長 平成23年11月　同社電子材料事業カンパニー機能材料事業部　副事業部長 平成25年４月　同社電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長 平成26年４月　同社電子材料事業カンパニーシリコン事業部長 平成27年３月　当社取締役（現任） 平成27年４月　三菱マテリアル株式会社電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 三菱マテリアル株式会社電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長	－
	【取締役候補者とした理由】 当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識をもとに、引き続き、経営の意思決定と業務執行の監督に十分な役割を果たすことを期待できるため、取締役候補者と致しました。なお、当社の執行役員を兼務せず業務執行を行わない取締役候補者となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
8	前川　晋（まえかわ　すすむ） （昭和42年10月18日生） 新任	平成３年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成16年６月　同社交通産機品カンパニー総務部経理室長 平成21年１月　同社鋼管カンパニー企画業務部経理室長 平成24年10月　新日鐵住金株式会社和歌山製鐵所業務部経理室長 平成24年11月　同社財務部財務総括室主幹 平成25年７月　同社財務部財務総括室上席主幹 平成27年５月　同社関係会社部上席主幹（現任） 平成27年６月　住友精密工業株式会社社外監査役（現任） 日本コークス工業株式会社社外取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 住友精密工業株式会社社外監査役 日本コークス工業株式会社社外取締役	－
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり経理、財務の業務経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、経営の意思決定と業務執行の監督に十分な役割を果たすことを期待できるため、取締役候補者と致しました。なお、当社の執行役員を兼務せず業務執行を行わない取締役候補者となります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間の特別利害関係について

(1) 目代史朗氏は、三菱マテリアル株式会社の電子材料事業カンパニー戦略・マーケティング部長であり、当社は、同社及び同社グループから原材料を購入する等の取引関係があります。

(2) その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

２．責任限定契約について

当社は、目代史朗氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、前川 晋氏につきましても同氏が選任された場合は同様の契約を締結する予定であります。

その内容の概要は、以下のとおりであります。

・職務を行うにつき善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第１項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に掲げる額の合計をもって、損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については、当社に対する損害賠償責任を負わない。

第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、監査等委員である取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	吉川（よしかわ）　博（ひろし） （昭和29年10月11日生） 新任	昭和52年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成14年10月　当社販売企画部長 平成16年４月　当社営業本部販売管理部長 平成17年４月　当社営業本部海外営業第二部長 平成19年１月　当社営業本部本部長補佐 平成19年10月　当社ソーラー事業部ソーラー企画部長 平成23年４月　当社常勤監査役（現任）	2,700株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり営業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成23年からは常勤監査役に就任しております。この豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、取締役候補者と致しました。		
2	片濱（かたはま）　久（ひさし） （昭和31年９月18日生） 新任	昭和60年４月　住友金属工業（現　新日鐵住金）株式会社入社 平成18年３月　当社品質保証部長 平成21年４月　当社技術管理部長 平成22年２月　当社生産・技術本部本部長補佐 平成23年４月　当社執行役員 平成25年２月　当社技監 平成27年３月　当社常勤監査役（現任）	3,300株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり技術部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成27年からは常勤監査役に就任しております。この豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	田中（たなか） 等（ひとし） （昭和25年７月28日生） 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和51年４月　弁護士登録 成富総合法律事務所（現　丸の内南法律事務所）入所 平成15年10月　同所代表（現任） 平成17年４月　当社監査役（現任） 平成26年６月　株式会社東京エネシス社外取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士（丸の内南法律事務所代表） 株式会社東京エネシス社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由】 会社の経営に直接関わったことはありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役候補者と致しました。		
4	三富（みとみ） 正博（まさひろ） （昭和39年２月13日生） 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和62年10月　アーサー・アンダーセン東京事務所入所 平成３年３月　公認会計士登録 平成３年９月　アーサー・アンダーセンサンフランシスコ事務所シニア 平成６年９月　同シアトル事務所マネージャー 平成８年３月　同アトランタ事務所シニア・マネージャー 平成13年５月　株式会社バリュークリエイト代表取締役（現任） 平成21年４月　慶応義塾大学ビジネススクール非常勤講師（現任） 平成26年３月　当社取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社バリュークリエイト代表取締役	1,200株
	【社外取締役候補者とした理由】 経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経営等に関する専門的知見及び公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
5	太田 信一郎（おおた しんいちろう） （昭和21年5月13日生） 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和44年7月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成10年6月　同省環境立地局長 平成11年9月　同省機械情報産業局長 平成13年1月　経済産業省　商務情報政策局長 平成14年7月　同省特許庁長官 平成15年9月　株式会社損保ジャパン（現　損保ジャパン日本興亜株式会社）顧問 平成17年6月　電源開発株式会社代表取締役副社長 平成25年6月　同社顧問（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由】 行政分野における職務を通じて培われた幅広い経験・知見及び長年にわたる企業経営に関する経験をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役候補者と致しました。		
6	中西 孝平（なかにし こうへい） （昭和29年11月13日生） 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和52年4月　日本輸出入銀行（現　株式会社国際協力銀行）入行 平成14年5月　国際協力銀行国際金融第１部長 平成16年10月　同行人事部長 平成19年8月　同行欧州・中東地域外事審議役 平成20年10月　株式会社日本政策金融公庫　国際協力銀行　特別参与 平成23年6月　同社国際協力銀行取締役 平成23年7月　同社国際協力銀行取締役、企画・管理部門長 平成24年4月　株式会社国際協力銀行取締役、企画・管理部門長 平成25年9月　三菱商事株式会社顧問（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由】 国際金融に関する幅広い経験・知見並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役候補者と致しました。		

（注）1．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

2．責任限定契約について

当社は、田中 等、三冨正博の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、両氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、太田信一郎、中西孝平の両氏につきましても両氏が選任された場合は同様の契約を締結する予定であります。

その内容の概要は、以下のとおりであります。

・職務を行うにつき善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第１項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に掲げる額の合計をもって、損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については、当社に対する損害賠償責任を負わない。

3. 当社は、田中 等、三冨正博の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。太田信一郎、中西孝平の両氏の選任が承認された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 田中 等氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって10年11ヶ月となります。
5. 三冨正博氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行致します。

当社の取締役報酬は、平成19年４月26日開催の第８期定時株主総会において、年額５億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を現在の取締役報酬額である年額５億円以内から４千万円を減額し年額４億６千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額５千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）でございますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものと致します。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行致します。

当社の監査役報酬は、平成17年４月26日開催の第６期定時株主総会において、月額590万円（年額換算で7,080万円）以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役として独立性を有する社外取締役を増員すること、また、監査等委員である取締役の業務内容は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役の業務執行を監督する職責を担うことから、監査等委員である取締役の報酬を第５号議案で減額した４千万円を上乗せし年額１億１千万円以内とさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は６名（うち社外取締役４名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものと致します。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場	メルパルクホール 東京都港区芝公園二丁目５番20号

会場が昨年と異なっておりますので、お間違えないようご来場くださいますようお願い申し上げます。



交　通			
ＪＲ浜松町駅		南口	徒歩約10分
都営地下鉄三田線	芝公園駅	Ａ3出口	徒歩約３分
都営地下鉄浅草線	大門駅	Ａ3出口	徒歩約７分
都営地下鉄大江戸線	大門駅	Ａ3出口	徒歩約７分

[お願い]

- 駐車場・駐輪場の準備は致しておりませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人様に対し、１個とさせていただきます。

Universal Design UD Font